

令和5年第3回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 令和5年9月28日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年9月28日（木） 午前 9時48分
- ◎ 閉会日時 令和5年9月28日（木） 午前10時40分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	8番	木村一
4番	城地秀樹	9番	谷口康之
5番	山田顕人	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番 松井盛泰 6番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	森永茂
生活福祉課	長	高田正志
保健センター	長	(高田正志)
地域包括支援センター	長	笠松さおり
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	南一貴
産業振興課	参事	西野俊一
政策調整課	長	三原知明
建設水道課	長	澤田浩一
建設水道課	主幹	牧野覚
教育	長	堂下則昭
教育委員会事務局	長	長谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)
知内高等学校	事務長	南和敏
学校給食センター	長	(長谷川将之)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議事	係	高田貴明

令和5年第3回知内町議会定例会議事日程

(第2号)

令和5年9月28日(木) 午前9時48分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、松井盛泰君、6番、吉田峰一君
第 2	委 員 会 報 告	令和4年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
	第 4 号	(委員長報告)
第 3	意 見 書 案	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
	第 1 号	
第 4	意 見 書 案	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
	第 2 号	
第 5	意 見 書 案	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について
	第 3 号	
第 6	意 見 書 案	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
	第 4 号	
第 7	意 見 書 案	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
	第 5 号	
第 8	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

第3回知内町議会定例会の2日目にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日28日は休会の日ですが、決算審査が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、松井盛泰君及び6番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第4号 令和4年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
(委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、委員会報告第4号、『令和4年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、谷口康之君。

◎ 委 員 長 (谷口康之)

委員会報告第4号、令和4年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。

決算審査特別委員会に付託した令和4年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月28日。知内町議会議長、伊藤政博。

令和4年度決算審査特別委員会報告書。

令和5年第3回知内町議会定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年9月28日提出。知内町議会決算審査特別委員会委員長、谷口康之。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、認定第1号、令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号、令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号、令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号、令和4年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。2、審査年月日、令和5年9月26日、27日(2日間)。3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議員全員による(議長及び議員選出監査委員を除く)5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から令和4年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、課ごとに担当課長から決算内容の説明を受け、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された認定第1号から認定第7号までの7議案については、『認定』と決定した。

7、審査意見、歳入について、町税においては依然として高い徴収率を維持しており、渡島檜山地方税滞納整理機構への派遣によるスキルが十分に発揮され、担当係の努力が伺えるところである。なお、町税を除いた住宅使用料などの収入未済額が約1,220万円程あることから、知内町債権の管理に関する条例が整備されていることから適時債権管理に努めていただきたい。

歳出では、監査委員からの審査意見でも述べられているが、歳出において、地方自治法第

220条第2項の規定に抵触する、款内の各項間で予算の流用処理が行われており、その内容としては、「マイナンバーに係る住民記録システム業務」に伴う委託契約の際に、予算議決や決裁行為を経ずに事業が執行されたことによるものである。今後は二度とこの様な事案が発生しないよう、公印の使用に係る事務改善を行うとともに、事業及び予算の執行状況等について課係内での連携を強化し事務の執行に努められたい。

有害鳥獣害対策について、近年では熊や鹿等の農業被害が多発しているが、知内町鳥獣被害対策実施隊員は兼業ハンターが殆どであることから、その活動可能な時間に制限がある。今後は当該実施隊員の増員や新人教育を行うなど、住民が安心・安全な生活をおくることができる様、有害鳥獣対策事業の展開について検討していただきたい。

水産分野においては、資源培養管理型漁業試験事業により函館水産試験場の協力を得て、ナマコの産卵及び生育調査について行われている。調査結果としては産卵時期が判明し、産卵後の生育についても確認されていることから、今後は上磯郡漁業協同組合と協議・検討を行い漁業者の安定収入に繋がる事業となる様期待するものである。また、循環型漁業推進事業によりカキ殻等の再利用に係る調査については、土壌改良剤や養鶏飼料としての利用が可能との結果が出ている。今後は、需要と供給のバランス調査や生産事業者の検討、更には他の自治体等との連携などについての検討を行い、永年の課題解決に向けて期待するものである。

水道事業会計については、単年度収支では赤字となっている。今後は、各施設の老朽化も進んでおり、その更新等により今後は益々経費が増加することが想定されることから、より効率的な運営を行っていただきたい。

今後も住民サービスの維持に配慮するとともに、物価高騰等で疲弊する地域社会への支援・対策等も十分に検討され、更には健全な財務運営を推進するため、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築に努めていただきたい。

なお、審査の過程で述べられた各委員の質疑などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう要望するものである。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において、質疑・討論を行っておりますので、只今の委員会報告に対する質疑・討論は省略します。

この採決は起立によって行います。

それでは、各認定議案ごとに採決を行います。

まず、認定第1号、令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。認定第1号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。認定第1号については、認定することに決定しました。

次に認定第2号、令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第2号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第2号については、認定することに決定しました。

次に認定第3号、令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第3号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第3号については、認定することに決定しました。

次に認定第4号、令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第4号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第4号については、認定することに決定しました。

次に認定第5号、令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第5号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第5号については、認定することに決定しました。

次に認定第6号、令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第6号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第6号については、認定することに決定しました。

次に認定第7号、令和4年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に対する採決を行います。

認定第7号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第7号については、認定することに決定しました。

● 意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第3、意見書案第2号、『地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 6 番（吉田峰一）

意見書案第2号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年9月26日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、城地秀樹、山田顕人、五十嵐捷爾、木村一、谷口康之、以上の議員です。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財源措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

3、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財源措置を講じること。

4、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

5、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

6、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

7、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、意見書案第4号、『義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎ 7番（五十嵐捷爾）

意見書案第2号、義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年9月26日提出。提出議員、五十嵐捷爾。賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、城地秀樹、吉田峰一、木村一、谷口康之、各議員であります。

義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

22年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.28%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.02%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大していく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消「30人以下学級」の実現などめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、意見書案第3号、『軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、城地秀樹君。

◎ 4番（城地秀樹）

意見書案第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年9月26日提出。提出議員、城地秀樹。賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、城地秀樹、山田顕人、吉田峰一、五十嵐捷爾、木村一、谷口康之、以上議員であります。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油に設けられている免税制度が、令和3年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和6年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、除雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当町内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業へ

の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、意見書案第4号、『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

◎ 5番（山田顕人）

令和5年第3回定例会、知内町議会、意見書案第4号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年9月26日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、城地秀樹、吉田峰一、五十嵐捷爾、木村一、谷口康之議員でございます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において知内町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

知内町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々

な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、意見書案第5号、『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎ 2番（笠松悦子）

令和5年第3回定例会、知内町議会、意見書案第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年9月26日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、成澤五郎、松井盛泰、城地秀樹、山田顕人、吉田峰一、五十嵐捷爾、木村一、谷口康之、以上の議員であります。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

知内町は、津軽海峡に面して平野が広がり豊かで美しい自然環境に恵まれ、肥沃な農地が広がっており、農業や漁業が盛んなまちで特に、ニラの「北の華」は北海道内のニラ生産量の第1位を誇っております。他にも「カキ」など知内ブランドとして知られております。今後も農業や漁業を中心した持続可能な活力ある知内町の実現を目指しています。

このような中、地域の産業を支える環境は激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や河川の氾濫また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっています。

今後は、地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない地域を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路整備が必要不可欠です。加えて、積雪寒冷の当町においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

そのため、地方財政が依然と厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路及び河川整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。

よって、国においては、国土の骨幹を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、冬期間の住民の安全・安心を図ることから円滑な交通確保のため、除排雪に必要な財政支援を強化すること。

4、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するために、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

5、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月26日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、5件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定致しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第8、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付託された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時40分)